

～協会けんぽ広島支部加入企業の事業主の皆様へ～

この1冊で「健康経営優良法人」の申請方法がわかる！

健康経営優良法人 サポートブック2025

(中小規模法人部門)

ひろしま企業健康宣言
事業所様は必見です！
健康経営の更なる
ステップアップへ

健康経営優良法人2025を
わかりやすく
まとめました！

健康
いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター



健康
かえで

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター



「健康経営優良法人」に申請する場合、
「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーが必要です！



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

(2024.8)

はじめに

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

本冊子は、「ひろしま企業健康宣言」事業所様が、健康づくりの更なるステップアップとして、経済産業省・日本健康会議が実施する「**健康経営優良法人**」の認定に向けて、取り組んでいただくためのサポートブックです。

経済産業省の「**健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）**」の認定要件や申請書等をもとに作成しています。

本冊子が貴社が抱える健康課題の解決策となり、健康経営実践、健康経営優良法人認定の一助となれば、幸いです。

令和6年8月

全国健康保険協会広島支部



■ 申請から認定までのスケジュール（健康経営優良法人2025）

提出期限までに、専用サイトから、申請書（エクセルファイル）をアップロードしてください

部門	申請期間	認定
大規模法人部門	令和6年8月19日（月）～ 令和6年 10月11日（金）17時締切	令和7年 3月頃
中小規模法人部門	令和6年8月19日（月）～ 令和6年 10月18日（金）17時締切	

～ 目次 ～

P3～4	健康経営と健康経営優良法人について
P5～6	健康経営優良法人2025 (中小規模法人部門) の認定要件
P7～9	申請にあたっての手順・注意点 申請書入力スタート
P10～22	各評価項目の解説 ブライト500について
P23～26	協会けんぽ広島支部サポート
P27	申請前にチェック！
P28～30	健康経営優良法人2024認定法人 (協会けんぽ広島支部加入事業所)

自社の取組状況を
チェック！

■ 健康経営優良法人の申請には 「ひろしま企業健康宣言」のエントリーが必要です！

健康経営優良法人の中小規模法人部門では、協会けんぽ等の医療保険者が実施する「**健康宣言**」への参加が条件となります。協会けんぽ広島支部加入事業所の場合は、健康経営優良法人の申請前に「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーしてください。

※なお、ひろしま企業健康宣言「健康づくり優良事業所」に認定されていなくても、申請可能です。

- 本冊子は、経済産業省の健康経営優良法人2025(中小規模法人部門) の認定要件及び申請書等の情報をもとに作成しています。(令和6年8月19日時点)
- 本冊子が健康経営優良法人認定の取得を保証するものではありません。

健康経営と健康経営優良法人について

■ 健康経営とは

「**健康経営**」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

■ 健康経営のメリット

従業員の健康づくりに積極的に取り組み、会社として健康経営を実践することで、従業員の健康度向上や医療費の節減、コミュニケーションの取りやすい組織による生産性の向上や企業イメージの向上につながり、さらには企業の成長が期待されます。

生産性向上

モチベーション向上
欠勤率低下、人材の
獲得、定着率の向上

負担軽減

医療費節減による
健康保険料負担の
抑制

ステータス向上

企業ブランド（価値）
の向上、対外・対内
イメージ向上、安定
した経営へ

リスク管理

事故や労働災害の
発生の予防、けが
や病気の予防

■ 健康経営優良法人とは

「健康経営優良法人」とは、**経済産業省と日本健康会議**が、特に優良な「健康経営」を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

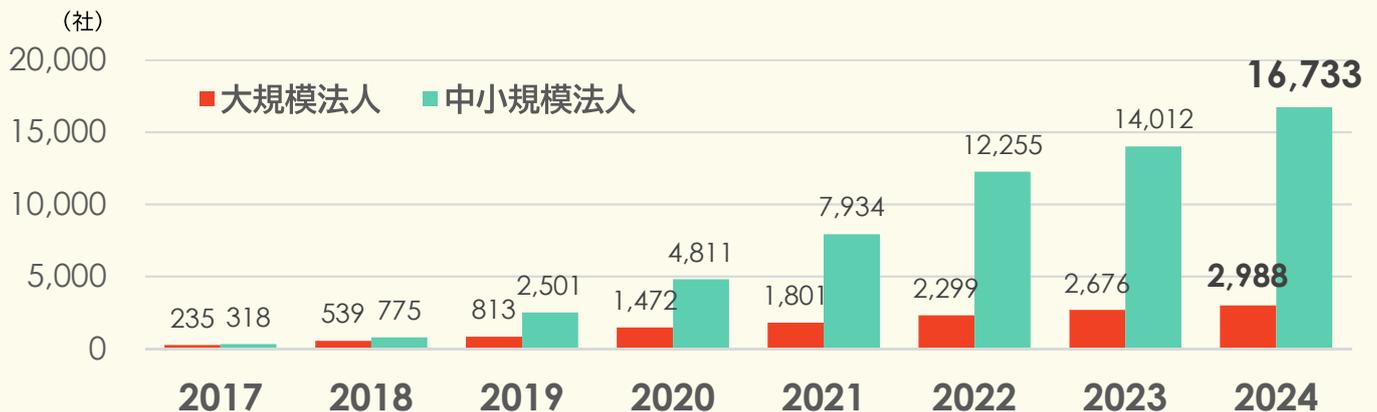
★ 認定を受けると**ロゴマーク**が使用可能になります。



従業員の健康づくりに
積極的な優良企業として
「全国」にアピール！

■ これまでの健康経営優良法人の認定状況

8回目となる「健康経営優良法人2024」では、全国で大規模法人部門（上位法人は**ホワイト500**）に2,988法人、中小規模法人部門（上位法人は**ブライト500**）に16,733法人が認定されました（令和6年3月11日発表時点）。



■ 健康経営優良法人の部門区分

健康経営優良法人は、「**大規模法人部門**」と「**中小規模法人部門**」の2部門で構成されています。業種・従業員数等の条件によって分かれています。

(1) 法人格の分類が「1.会社法上の会社等」または「2.士業法人」の場合

業種	大規模法人部門	中小規模法人部門（いずれかに該当すること）		
	従業員数	従業員数		資本金または出資金額
卸売業	101人以上	1人以上100人以下	または	1億円以下
小売業	51人以上	1人以上50人以下		5,000万円以下
サービス業	101人以上	1人以上100人以下		5,000万円以下
製造業その他	301人以上	1人以上300人以下		3億円以下

※従業員数が大規模法人部門に該当し、かつ、**資本金または出資金額が中小規模法人部門**に該当する場合は、大規模法人部門・中小規模法人部門のいずれかに申請することが可能です（両部門に申請することはできません。）

(2) 上記以外の法人格の分類の場合

「1.会社法上の会社等」「2.士業法人」以外の法人については、**従業員数のみ**で区分されます。

法人格の分類	大規模法人部門	中小規模法人部門
	従業員数	従業員数
3.特定非営利活動法人	101人以上	1人以上100人以下
4.医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者	101人以上	1人以上100人以下
5.社団法人、財団法人、商工会議所・商工会	101人以上	1人以上100人以下
6.公法人、特殊法人（地方公共団体、独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団等）	301人以上	1人以上300人以下

法人格の分類	業種	大規模法人部門	中小規模法人部門
		従業員数	従業員数
7.その他、国内法 （保険業法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、私立学校法、宗教法人法等）に基づく法人	卸売業	101人以上	1人以上100人以下
	小売業	51人以上	1人以上50人以下
	サービス業	101人以上	1人以上100人以下
	製造業その他	301人以上	1人以上300人以下

※業種・従業員数は、Q2及びQ4の回答内容で確認します(本冊子P9参照)。

健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）の認定要件

中小規模法人部門の認定を受けるためには、下表に示す項目を満たす必要があります。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
					小規模事業者向け特例	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須		
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須		
			(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
3 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	
		健康課題の把握	①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%)	ブライト500・ネクストブライト1000は左記①～⑬のうち13項目以上		左記①～③のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み			
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施					
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち1項目以上	左記④～⑦のうち1項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(③以外)			
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑮のうち4項目以上	左記⑧～⑮のうち3項目以上	
			⑨食生活の改善に向けた取り組み			
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み			
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み			
喫煙対策		⑮喫煙率低下に向けた取り組み				
	受動喫煙対策に関する取り組み	必須				
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

※小規模事業者向け特例の詳細については、P21をご参照ください。

認定要件確認のため、実施している取組みに「○」をつけましょう。



取組例	該当設問	○×
<ul style="list-style-type: none"> ・「ひろしま企業健康宣言」にエントリーし、健康宣言に取り組むことを社内外に発信 ・経営者自身が年に1回、健康診断を受診 	Q6&Q7	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業場に健康経営を推進する「健康づくり担当者」を設置 ・協会けんぽの「健康保険委員」に登録 	Q8	
<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の従業員が協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診 ・定期健診を実施の場合は「事業者健診結果データ提供同意書」を協会けんぽに提出 	Q9	
<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルスケア通信簿」等から自社の健康課題を把握し、その課題に対して具体的な計画や数値目標を設定し、責任担当者や目標期限・スケジュールを定めている 	Q10	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の定期健診の受診率が95%以上（やむを得ない場合を除く） ・健診を受けていない従業員に対して、早期の健診受診を個別に促す 	Q11	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対する受診勧奨 ・がん検診（生活習慣病予防健診含む）の受診勧奨 	Q12①or②	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法に定められたストレスチェックを実施している（50人以上の事業場の場合は必須です） 	Q13	
<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ広島支部の「健康づくり講座」を利用 ・健康をテーマとした社外研修会の参加 ・社内報やメールで健康をテーマとした情報を定期的（1か月に1回）に従業員に提供 	Q14orQ15	
<ul style="list-style-type: none"> ・残業の事前申告制度を設けている ・定時消灯日・定時退勤日（ノー残業デー等）の設定 ・年次有給休暇の法定（年5日）を超えた取得の促進 	Q16	
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の活性化のイベントを会社主体で実施（例：社員旅行や家族交流会・昼食会等） ・就業時間中のコミュニケーション時間の確保や談話スペースなどの職場環境の整備 	Q17	
<ul style="list-style-type: none"> ・休業期間中や復職後における相談窓口の設置や支援体制の構築 ・治療に配慮した休暇制度や勤務制度の整備（例：有給の病気休暇、時差出勤、在宅勤務等） 	Q18	
<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽの「特定保健指導」を利用 ・特定保健指導を受けるために勤務シフトの時間調整や実施場所を提供 	Q19orQ20	
<ul style="list-style-type: none"> ・社員食堂や仕出弁当で健康に配慮した食事の提供 ・健康に配慮した飲料の提供 ・食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポート 	Q21	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントの開催や参加補助を行っている ・職場においてラジオ体操やストレッチなどを実施 ・徒歩通勤や自転車通勤の推奨 	Q22	
<ul style="list-style-type: none"> ・婦人科健診・検診の費用を会社負担 ・女性専用の健康相談窓口を設置し社内で周知 ・協会けんぽの子宮頸がん・乳がん検診（生活習慣病予防健診）の就業時間認定 	Q23	
<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働者に対して、産業医や人事労務担当者による面談を実施 ・本人の業務負担の見直し、勤務時間の制限を行うなどの配慮 	Q24	
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談窓口を設置し従業員へ周知 ・定期的な面談（人事目標・考課面談は除く） ・メンタルヘルス不調者の復帰に向けた支援体制を整備 	Q25	
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種時間の就業時間認定、実施場所の提供、費用の補助を実施 ・事業場における感染症予防の環境整備 ・感染拡大時の事業継続計画を策定 	Q26	
<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの健康影響についての研修の実施 ・禁煙外来の受診費用の補助 ・禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与 	Q27	
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の受動喫煙防止に向け、敷地内禁煙、屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）のいずれかを実施 	Q28	
<ul style="list-style-type: none"> ・受診率や参加率、満足度などの社内指標を定めて、健康経営の取組みを実施後、目標や計画の改善検証 	Q29	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診や生活習慣病予防健診の受診 ・50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施 ・労働基準法、労働安全衛生法など従業員の健康管理に関する法令違反や送検がない ・長時間労働等で労働基準監督署から是正指導又は是正勧告を受けていない など 	誓約事項	

申請にあたっての手順・注意点

■ 健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）の申請について

健康経営優良法人2025の申請は、「**ACTION！健康経営**」ポータルサイト（健康経営優良法人認定事務局：日本経済新聞社）から行います。

<https://kenko-keiei.jp/>



ACTION健康経営

検索



↑こちらをクリックすると、申請の詳細がわかります

1 初めて申請する場合

- ・上記ポータルサイトにアクセスして、「申請受付中！」のバナーをクリック。
- ・「中小規模法人部門」を選択する。
- ・「新規ID発行」から、問いに沿って法人名やメールアドレスを登録する。

1 過去に申請したことがある場合

新規IDの発行は必要ありません。
前年の申請情報をもとに、8月19日（月）にご担当者へメールが送信されています。メールが届いていない場合は、認定事務局へご相談ください。

2 届いたメールを確認する

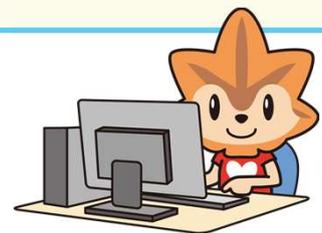
登録したメールアドレスに届いたメールに記載されたURLから「ダウンロード・アップロードサイト」へアクセス。申請書（Excelファイル）がダウンロードできます。
※ ダウンロードしたファイルはサーバーやPC等に保存してください。
※ Excelは複数シートにわかれています。



▲ダウンロード・アップロードサイト

3 申請書を作成する

ダウンロードした申請書（Excelファイル）に必要事項を入力し、保存する。



4 申請書を提出（アップロード）する

②の手順のメールに記載されたURLから「ダウンロード・アップロードサイト」へアクセスし、申請書をアップロード。「アップロード完了」を確認してください。

■ 回答について

- 全ての設問への回答が基本です。
- 認定要件に係る設問の冒頭には「★」が記載されています。

■ 回答期間の範囲について

- 特に指示がない限りは、
「**2023年〔令和5年〕4月1日 から 申請日まで**」に
実施された内容をお答えください。
- 今後の取り組み予定等、申請日時点で実施していない取組みは対象外となります。



申請日までに
実施しましょう

■ 健康経営施策の主体・対象について

- 自社の一部事業場のみ（例：本社のみ、1つの病院のみ等）の取り組みではなく、
法人単位での取り組みについてお答えください。
- 原則として全社・全従業員を対象にした制度や取り組みについてお答えください。

■ 認定申請料について

健康経営優良法人2025の認定申請には、費用がかかります。

● 大規模法人部門 : 80,000円（税込88,000円）／件

※グループ会社との合算で申請する場合、申請主体となる法人80,000円（税込88,000円）に加え、
同時認定の対象となる合算1法人あたり15,000円（税込16,500円）を加算します。

※健康経営度調査への回答のみを行う場合、フィードバックシートをお渡ししますが、認定審査は
行いませんので、認定申請料不要とします。

● 中小規模法人部門 : 認定申請料 15,000円（税込16,500円）／件

※自社の要件適合状況については、認定申請書ファイルの「認定基準適合書&申請にあたって
保存すべき資料」のシートで簡易な自己チェックを行うことが可能です。

● お支払いについて

- ①令和6年11月上旬（予定）に請求書が届きます。
- ②令和6年12月31日（火）15時までにお振込みください。

※12月31日（火）15時時点の入金確認をもって認定審査が行われますので、ご注意ください。

申請書入力スタート

■ 申請書（エクセルファイル）の回答欄について

- **クリーム色のセル**が回答欄です。
それ以外の色のセルは入力することができません。
- テキストボックス等、回答欄以外への入力内容については**一切考慮されません**。
- シート名の変更・削除・追加、行列の追加・削除等、回答欄への入力以外の**ファイルの改変は一切行わないでください**。

《保険証》



■ 申請書入力スタート（シート「申請内容記載表」）

質問	内容
冒頭	「貴法人の情報」、「ご担当者の連絡先」及び「請求書の送付方法」等を入力。
★Q 1	全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険に加入の場合は、「1」を入力。
SQ 1 a	<p>【支部名】：加入支部を選択 ⇒ 広島支部の場合は「広島」を選択。</p> <p>【記号】：保険証の記号 ⇒ 氏名の上にある「記号」の7桁または8桁の数字を入力してください。 ※保険者番号の「01340017」ではありません。</p>
★Q 2	貴法人の業種等について入力。 (a)法人格の分類 (b)日本標準産業分類に準拠する業種 (c)日本標準産業分類に準拠する業種の詳細な分類
★Q 3	回答範囲について、自社全体での回答の場合は「1」を入力。 ※「2 自社の一部事業場のみでの回答」を選択された場合、認定要件を満たさないので注意。
★Q 4	<p>従業員数（把握されている最新時点）を入力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正社員だけでなく、常時使用する非正社員、自社が派遣元となる派遣社員を含めてお答えください。「常時使用する従業員」（労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」）は含める必要があります。 なお、以下に該当する労働者は従業員に含めません。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者 （所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 （所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） ・ 試の使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める） </div> <p>⇒申請区分判定に「中小規模法人に該当」が表示された場合は、Q5に進んでください。</p>
SQ 1	<p>申請区分判定が「大規模法人に該当」であった場合、 (Q2(a)で「1. 会社法上の会社等」または「2. 土業法人」を選択している場合) ⇒「資本金または出資総額」を入力してください。 ⇒緑色の枠に「あなたは中小規模法人です。次の設問へお進みください。」が表示されていることを確認。</p>
Q 5	過年度の健康経営優良法人の認定状況について、認定年度にそれぞれ「1」を入力。

各評価項目の解説

申請書Q6～7

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
経営理念・方針	1	健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須

★Q6. 健康宣言を実施していますか。

★Q7. 貴法人の経営者は、2023年4月1日以降に健康診断（人間ドック等を含む）を受診していますか。

→ Q6.Q7.いずれも必須

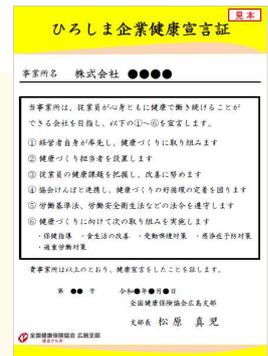
《取組みのポイント》

(Q6)

- 協会けんぽ等の保険者が実施する「健康宣言」に参加する
協会けんぽ広島支部の場合は、申請前に「ひろしま企業健康宣言」へエントリーする
- 「宣言証」を会社の応接室などに掲示し、従業員に対して健康宣言をしたことを周知する (SQ5)
- 「宣言証」を自社のホームページに掲載するなど、社外へ健康宣言していることを発信する (SQ6)

(Q7)

- 経営者自身が年に1回、健康診断を受診する ⇒ 受診予定は不可、申請日までに受診ください



申請書Q8

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
組織体制	2-1	健康づくり担当者の設置	必須

★Q8. 各事業場に健康づくり担当者を設置していますか。

健康づくり担当者とは、事業場において従業員の健康保持・増進に関する取組みを推進する人を指します。

※特定の資格や研修の修了を求めるものではありません。

《取組みのポイント》

- すべての事業場において、協会けんぽの「健康保険委員」に登録する
⇒健康保険委員の方には、健康診断や保健指導、特定保健指導の連絡窓口等の実務を担っていただくことから、「健康づくり担当者」として適合項目を満たすことができます。

健康保険委員は1事業所につき何名登録していただいても構いません。

すべての事業場で健康づくり担当者を設置していない場合は、申請日までに健康保険委員のご登録をお願いします。（詳細はP25）



各評価項目の解説

申請書Q9

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
組織体制	2-2	(求めに応じて) 40歳以上の従業員の健診データの提供	必須

★Q9. 加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。

《取組みのポイント》

※分からない場合は、協会けんぽ広島支部にご相談ください

- 「生活習慣病予防健診」を受診している ⇒ 「2」(CSV形式)を入力
- 「生活習慣病予防健診以外の健診」を受診している場合は、以下のとおり
 - ・ 「健診データを提供済(ヘルスケア通信簿で事業者健診受診が確認できる等)」 ⇒ 「1」を入力
 - ・ 「紙媒体」で事業者健診結果を協会けんぽへ提出している ⇒ 「3」を入力
 - ・ 「健診結果データの提供に関する同意書」を協会けんぽへ提出している ⇒ 「4」を入力
- 40歳以上の従業員がいない ⇒ 「5」を入力

《データ提供について保険者(協会けんぽ)に意思表示をしていない場合》

協会けんぽ広島支部のホームページに掲載している

「事業者健診結果データの提供に関する同意書」を提出してください。⇒その後、「4」を入力

申請書Q10

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健康課題に基づいた具体的な目標の設定	3-1-1	健康経営の具体的な推進計画	必須(※)

※小規模事業者特例の場合は、選択項目の1つです。

★Q10. 自社従業員の健康課題を踏まえ、健康経営の具体的な推進計画等を定めていますか。

《取組みのポイント》

- 協会けんぽ広島支部からお送りする「ヘルスケア通信簿」等で自社の健康課題を把握する。
- 従業員の健康保持・増進、過重労働防止等に関する具体的な推進計画を策定し、数値目標、実施主体、達成期限を定める。
- 申請時点で取り組んでいる健康経営の具体的な内容・推進計画について回答する。(SQ2) 書き方はP12をご覧ください。

《ヘルスケア通信簿について》

健診結果や医療費データを事業所ごとに集計し、健康課題の把握に役立てていただける支援ツールです。(詳細はP26)



《 SQ2 の回答 (例) 》

以下の例を参考に、回答をご作成ください。なお、(a)課題のテーマは、11の選択肢からお選びいただけます。

(a)課題のテーマ	2	生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防		
(b)課題の内容	特定保健指導の対象者に実施の案内を行っているが、対象者が受けることを拒否しており、特定保健指導の実施率が低くなっている。			
(c)数値目標の内容と期限	どのような数値目標か	特定保健指導の実施率		
	現状値	目標値	単位	
	10	50	%	
	開始年度	2023年度	達成目標年度	2026年度
(d)申請時点の実施内容および推進計画	2023年度には現状把握としてアンケートを実施し、保健指導を受けない理由を調査した。その結果、業務の忙しさをあげる者が多かった。事業主から、特定保健指導をぜひ受けてほしい旨を従業員に伝え、健診時間・特定保健指導の時間を就業時間認定とできるよう就業規則を変更した。また、健診当日に特定保健指導まで受けられる健診機関に変更し、2026年度の目標達成を目指す。			

(a)課題のテーマ	7	労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保		
(b)課題の内容	体調不良による欠席が多く、残業時間が増加している傾向にある。残業が増えることにより、体調不良につながるケースもあり、悪循環に陥っている。			
(c)数値目標の内容と期限	どのような数値目標か	従業員1人当たりの1か月平均残業時間の削減		
	現状値	目標値	単位	
	40	30	時間/月	
	開始年度	2023年度	達成目標年度	2025年度
(d)申請時点の実施内容および推進計画	2023年度は、業務量調査を行い、業務の平準化を行うよう調整した。2024年度は、ノー残業デー(週1日)の設置、閑散期の残業制限、有給の取得促進を行い、社内に帰りやすい雰囲気醸成し、2025年度の目標達成を目指す。なお、36協定は締結している。			

目標・指標
(例)

分野	健康経営の目標・指標例	(単位)
健康診断	・健診結果における有所見者の減少	(人・%)
	・再検査、要精密検査の医療機関受診率の向上	(人・%)
	・生活習慣病(高血圧症・糖尿病・高脂血症等)の未治療者の減少	(人・%)
	・特定保健指導の実施率の向上	(%)
生活習慣・メンタルヘルス	・従業員の喫煙率の減少	(人・%)
	・ストレスチェック結果の高ストレス者の減少	(人・%)
	・従業員の病気や不調による欠勤日数の減少	(日・%)
	・メンタル不調者数、休職率の低下	(人・%)
働き方	・有給休暇取得の促進	(日・%)
	・1か月あたりの平均時間外勤務(残業)時間の削減	(時間・%)
	・入社3年目の離職率の低減	(人・%)
	・休職後の職場復帰率の向上	(人・%)
施策	・セミナー・研修等の参加人数、参加率	(人・%)
	・セミナー・研修等のアンケート結果による満足度	(%)

各評価項目の解説

申請書Q11

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健康課題の把握	3-1-2	①従業員の健康診断の実施（受診率実質100%）	①～③のうち2項目以上

★Q11. 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況について、以下の内容をお答えください。

2023年度と2024年度（申請日まで）のどちらの結果でも申請できます。
ただし、年度をまたいだ集計はできません。

以下の①または②のいずれかを満たすことが必要です。

- ① 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が100%であること（やむを得ない理由がある者を除く）
- ② 受診率が「95%以上100%未満」または「対象人数が20人未満の法人で未受診者が1人」の場合は、未受診者に対して、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること

《取組みのポイント》

- 定期健診の受診義務のある従業員を把握し、健診の受診勧奨
- 未受診の従業員に対して、早期の健診受診を個別に促す
- 健診受診しやすい環境を整備する（会社が健診予約、健診時間を出勤認定、費用負担など）

申請書Q12

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健康課題の把握	3-1-3	②受診勧奨の取り組み	①～③のうち2項目以上

★Q12. 従業員への受診勧奨について、どのような取り組みを行っていますか。

以下の①または②のいずれかを満たすことが必要です。

- ① 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対する受診を促すための取り組みまたは制度があること
- ② 従業員に対するがん検診等の任意検診の受診を促す取り組みまたは制度があること

《取組みのポイント》

- 再検査・精密検査、がん検診等の従業員への受診勧奨（メール・文書、声掛け等）
- 再検査・精密検査、がん検診等に要する時間の就業時間認定、特別休暇付与、費用補助
- 協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」を利用する
⇒がん検診（大腸・胃がん等）を含んでいるため、受診を促す取組みがあれば②に該当します

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
健康課題の把握	3-1-4	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	①～③のうち 2項目以上

★Q13. 労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に従って
ストレスチェックを実施していますか。

- ・ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理士である必要があります。

《取組みのポイント》

- 労働者が50人未満の事業場を含めて全ての事業場で、ストレスチェックを実施する。

ストレスチェックの導入や、高ストレス者に対する面接指導などは、
「**広島産業保健総合支援センター（さんぽセンター）**」へ
ご相談ください



小項目	項目番号	評価項目	認定要件
ヘルスリテラシーの 向上	3-2-1	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	④～⑦のうち 1項目以上

★Q14. 管理職や従業員の健康意識の向上を図るために、健康保持・増進に関する
教育をどのように行っていますか。

★Q15. 全従業員に対し、健康をテーマにした情報提供および周知を行っていますか。

→ Q14.Q15.いずれか実施

- ・個人が任意で受講している研修等は含みません。
- ・イントラネットへの掲示、動画等の周知・案内のみは含みません。

以下の①または②のいずれかを満たすことが必要です。

- ① 《研修等》1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした研修を実施している、または、社外の研修に参加させていること
- ② 《定期的な情報提供》少なくとも1か月に1回の頻度で、健康をテーマとした情報提供を個人宛通知・メールや文書回覧等で行っていること

《取組みのポイント》

- 協会けんぽ広島支部が実施する「**健康づくり講座**」を利用する（Q14）
- 協会けんぽ広島支部の「**メールマガジン**」や「**い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）**」などをメールや回覧で情報提供する（Q15）

各評価項目の解説

申請書Q16

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
ワークライフバランスの推進	3-2-2	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	④～⑦のうち1項目以上

★Q16. 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのためにどのような取り組みを行っていますか。

・超過勤務時間の把握のみでは適合要件を満たしません。

〈労働時間の適正化〉・〈休暇の取得促進〉・〈柔軟な働き方の実現〉への取り組みが必要です。

《取り組みのポイント》

- 残業の事前申告制度の導入
- 時間単位での年次有給休暇（半休は除く）の取得を可能にしている
- 定時消灯日・定時退勤日（ノー残業デー等）の設定
- フレックスタイム制度または時差出勤制度の導入
- 在宅勤務やサテライトオフィス等のテレワークを導入 など



申請書Q17

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
職場の活性化	3-2-3	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	④～⑦のうち1項目以上

★Q17. コミュニケーション促進に向けて、どのような取り組み（研修・情報提供・宴会等を除く）を行っていますか。

・一部の従業員に参加を募ったものや、接待・営業目的のイベント等は除きます。

《取り組みのポイント》

- 社内コミュニケーション活性化の職場環境整備（例：フリーアドレスオフィス、談話スペースの設置）
- 社内ブログ・SNSやアプリ等のコミュニケーション促進ツールを利用
- 従業員同士の交流を増やすための企画（例：意見交換会、一言スピーチ）
- 社員旅行や家族交流会・昼食会等のイベントの開催・金銭支援や場所の提供
- ボランティア、地域祭り等に組織として関与し、従業員が参加するような働きかけ など



小項目	項目番号	評価項目	認定要件
仕事と治療の 両立支援	3-2-4	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み（⑬以外）	④～⑦のうち 1項目以上

★Q18.私病等を持つ従業員の復職支援、仕事と治療の両立支援に向けて、どのような取り組みを行っていますか。

・メンタルヘルス不調に特化した取り組みは除きます。

〈復職支援〉・〈仕事と治療の両立支援〉に向けた取り組みが必要です。

《取り組みのポイント》

- 産業医や主治医の意見の聴取等により復職に向けた支援体制・計画の整備
- 休業期間中や復職後における相談窓口の設置や支援体制の構築
- 休職からの復職を円滑にするための試行的・段階的な勤務制度の導入（短時間勤務 等）
- 病気による休職に関する制度の整備
- 本人の状況を踏まえた働き方の策定（配置・勤務内容・勤務時間・勤務地等）
- 仕事と治療の両立に向けた定期的な面談・助言の実施 など

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・ 増進施策	3-3-1	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に 関する取り組み	⑧～⑮のうち 4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q19. 保険者による特定保健指導の実施を促すために事業主側としてどのような取り組みを行っていますか。

★Q20. 健康診断の結果を踏まえ、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師、保健師、地域産業保健センター等による保健指導（特定保健指導を除く）を実施していますか。

→ Q19.Q20.いずれか実施

・特定保健指導の対象者がいない場合でも、ルールの整備・明文化を行ってください。

保険者（協会けんぽ）の特定保健指導（Q19）もしくは医師、保健師、等により実施する保健指導（Q20）いずれかを実施していることが必要です。

《取り組みのポイント》

- 協会けんぽから「特定保健指導」のご案内が届いたら、対象の方へ案内周知
- 協会けんぽと日程を調整し、従業員の「特定保健指導」を実施（就業時間認定、勤務シフトの調整、実施場所（会議室等）の確保）
- 事業場からオンラインで特定保健指導を受けられる環境の整備
- 健康診断当日に健診機関で、特定保健指導の初回面談を実施

各評価項目の解説

申請書Q21

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-2	⑨食生活の改善に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q21. 食生活改善に向けた具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。

・教育（研修）や保健指導、情報提供（カロリー表示、ポスター掲示等）は除きます。

《取り組みのポイント》

- 健康に配慮した仕出弁当の利用促進や社員食堂における健康メニューの提供
- 自動販売機や訪問販売等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品の提供
- 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポート
- 外部事業者・管理栄養士等による栄養指導・相談窓口の設置
- 朝食欠食対策として社員食堂等で朝食を提供
- 定期的、継続的な食生活改善に向けた企画の実施
(例：腹八分目運動、野菜摂取週間、料理教室など) など



申請書Q22

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-3	⑩運動機会の増進に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q22. 運動機会の増進に向けた普及啓発等の具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。

・教育（研修）や保健指導、情報提供（ポスター掲示等）は除きます。

《取り組みのポイント》

- 職場における運動の実施（例：ラジオ体操、ストレッチ、ヨガなど）
- 職場外のスポーツクラブ等との提携や利用補助を行っている
- 職場内に運動機器やジム、運動室等を設置
- 歩行や階段使用の奨励
- スポーツイベントの開催・参加補助の実施
- 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤の推奨 など



小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-4	①女性の健康保持・増進に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q23. 女性特有の健康関連課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康関連課題に関する知識を得るためにどのような取り組みを行っていますか。

・女性従業員がいない場合も、何らかの取り組みを行っていることが必要です。

《取り組みのポイント》

- 婦人科健診・検診の費用を会社負担
- 婦人科健診・検診の受診に対する就業時間認定や特別休暇付与
- 従業員や保健師等による女性の健康専門の相談窓口の設置
- 生理休暇等を取得しやすい体制を整備（例：有給化や管理職への周知徹底等）
- 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮（健診時間の確保、休憩時間の確保、通勤負担の緩和等）
- 女性の健康関連課題等に関する理解促進のための研修・セミナー など

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は子宮頸がん・乳がん検診が含まれています。受診に向けて働きかけをしましょう。

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-5	⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q24. 超過勤務時間が一定の基準を超えた長時間労働者に対して、どのような取り組みを行っていますか。

- ・一定の基準とは、超過勤務時間が月80時間、あるいは月80時間未満で自社で定めた基準を指します。
- ・期間中に長時間労働者がいない場合でも、具体的な対応策を予め策定していることが必要です。

《取り組みのポイント》

- 長時間労働者への産業医による面接・指導
- 長時間労働者への人事・労務担当者による面談・指導
- 管理職に対して人事・労務担当者、社長・経営者による面談・指導
- 安全衛生委員会等の場で、超過勤務状況改善を目的とした指摘・指導を管理職に対して実施
- 本人の業務負荷の見直し、勤務時間の制限を行うなどの配慮 など

50人未満の事業場で産業医を選任されていない場合は、「**広島産業保健総合支援センター（さんぽセンター）**」へご相談ください



各評価項目の解説

申請書Q25

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
具体的な健康保持・増進施策	3-3-6	⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q25. メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援として、どのような取り組みを行っていますか。

- ・ストレスチェックに関する取り組みや研修・情報提供に関する取り組みは除きます。
- ・メンタルヘルス不調に特化しない私病等への対応は除きます。
- ・ハラスメントの対応方針の周知、相談窓口の設置等、法令上の義務である取り組みは除きます。

《取り組みのポイント》

- メンタルヘルスに関する社内相談窓口を設置し従業員へ周知
- メンタルヘルスに関する外部相談窓口を活用し従業員へ周知
- 従業員にとって安心かつ快適な職場環境の整備について管理職を評価・教育する仕組み
- 不調者に対して外部EAP（従業員支援プログラム）機関等と連携した復職サポート体制の構築
- 取引先等他社や顧客等からのハラスメントに関する対策を明文化し社内周知
- 「こころの耳（厚生労働省委託）」の電話相談窓口など外部相談窓口の活用、従業員へ周知

申請書Q26

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
感染症予防対策	3-3-7	⑭感染症予防に関する取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

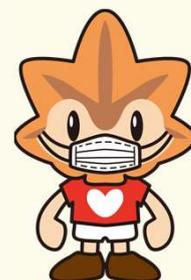
※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q26. 感染症（インフルエンザ、麻しん・風しん、新型コロナウイルス感染症等）対策として、どのような取り組みを行っていますか。

- ・新型コロナウイルス感染症の対応策で、回答日時点で実施をやめた取り組みは含みません。

《取り組みのポイント》

- インフルエンザ等の予防接種の実施場所の提供、費用補助、接種時間の就業時間認定
- 感染症を発症した者（家族が発症した場合も含む）への特別休暇
- 感染拡大時の事業継続計画（BCP）の策定
- 海外渡航者に対する予防接種や予防内服等の準備
- 感染症のワクチンに対する従業員のリテラシーを高めるための教育・研修
- 職場における感染症予防対策に向けた環境整備（換気設備の整備、換気ルール、Web会議システムなど） など



小項目	項目番号	評価項目	認定要件
喫煙対策	3-3-8	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	⑧～⑮のうち4項目以上※

※小規模事業者特例の場合は、⑧～⑮のうち3項目以上

★Q27. 従業員の喫煙率を下げるためにどのような取り組み・ルール整備を行っていますか。

- ・喫煙者がいない場合であっても、その状態を維持するために取り組みを行っていることが必要です。
- ・保健指導、事業場の受動喫煙対策は除きます。
- ・啓発書類の配布、イントラ掲示やメルマガ配信等、単なる情報提供は除きます。

《取り組みのポイント》

- たばこの健康影響についての教育・研修
- 禁煙外来治療費の補助
- 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与
- 非喫煙者に対する継続的なインセンティブの付与
(例：手当や有給の特別休暇・休憩時間等)
- 喫煙に関する社内ルールの整備 (例：就業時間中禁煙、喫煙可能な時間の制限等)
- 禁煙・禁煙継続を促す社内イベントの実施 (例：禁煙月間、禁煙デー等) など

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
喫煙対策	3-3-9	受動喫煙対策に関する取り組み	必須

★Q28. 全事業場の禁煙の状況はどのようになっていますか。

《取り組みのポイント》

- 以下「**適合要件との対応**」における対象施設に応じた受動喫煙防止の措置を講じる
- 従業員の受動喫煙防止に向け全ての事業場において、以下いずれかの措置を講じる
①敷地内禁煙（全面禁煙）②喫煙室の設置（空間分煙）③屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）
- 喫煙室、屋外喫煙所を設置する場合、非喫煙場所にたばこの煙がもれないように措置を講じる

<適合要件との対応> ◎：適合要件を超える対応 ○：適合要件通りの対応 ×：適合要件に満たない対応

対象施設	屋内			敷地の屋外部分		
	全面禁煙	喫煙室を設置 それ以外の 屋内は禁煙	左記以外	全面禁煙	屋外喫煙所を設置 それ以外の 屋外は禁煙	左記以外
第一種施設	◎	×	×	◎	○	×
第二種施設 喫煙目的施設	◎	○	×	◎	○	×

第一種施設：学校・病院・児童福祉施設等

第二種施設：第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 ※既存特定飲食提供施設含む 《一般企業は第二種施設に該当》

各評価項目の解説

申請書Q29

小項目	項目番号	評価項目	認定要件
評価・改善	4	健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須

★Q29. 健康経営の取り組みをどのように評価していますか。
評価を実施している場合は 実施している内容を以下から選択してください。

《取組みのポイント》

- 各取組みを評価するための指標を定める

例) 特定保健指導実施率、有所見率（要治療・再検査等）、年次有給休暇取得率
喫煙率、施策への参加率・アンケートによる満足度 など

- 実施した計画を確認し、過去の取組結果と比較する
- 実施した結果を確認し、他社の事例や公表データ等の結果と比較する
- 実施した結果を確認し、外部の専門家により評価する

主な変更点

《新たな顕彰枠の設定》

通常の認定からのステップアップを明示する目的で、
ブライツ500と通常認定の間に新たな冠
(**ネクストブライツ1000**) が設けられました。



《小規模法人への特例制度の導入》

健康経営優良法人2025より、中小規模法人の中でも特に小規模な事業者に対して、
自社課題を踏まえて優先度の高い健康経営の取り組みに注力いただいたいとの方針のもと、
特例制度が設けられました。

【対象法人の要件】

法人格	業種	常時使用する従業員数
会社法上の会社等	卸売業	5人以下
	小売業	5人以下
	サービス業	5人以下
	製造業その他	20人以下
会社法上の会社等以外の法人		5人以下

※本特例制度は、試験的な導入であり、3年以内での見直しを想定しています。

※認定要件はP5をご確認ください。

健康経営優良法人2021より、中小規模法人への健康経営の普及を更に拡大させていく必要性を鑑み、認定法人の中でも差異化が出来る目的で、中小規模法人部門の優秀な上位法人に対して「ブライト500」が創設されました。ブライト500に申請する場合はQ30～35の回答が必要です。

○選定方法

- 必須項目を実施のうえ、「3.制度・施策実行」における
選択項目①～⑤の15項目中**13項目以上を満たすこと**
- 「ブライト500認定要件」に回答すること（**Q30～Q35**）



○評価項目とウエイト

以下のウエイトで配点し、上位法人を選定する。

分類	ウエイト
健康経営の評価項目における適合項目数	6
健康経営の取り組みに関する自社からの発信状況（自社HPへの掲載等）	3
健康経営の取り組みに関する外部からの依頼を受けての発信状況（取材、講演会の対応等）	1
健康経営のPDCAに関する取り組み状況	8
健康経営の推進に関して、経営者・役員との関与の度合い	2

◆過去の健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定取得状況については評価されません。

○申請書入力のポイント

質問	内容
Q31	申請書の評価結果について、経済産業省のウェブサイトで公表することが、必須となります。ブライト500、ネクストブライト1000の認定を希望をする場合は、選択肢「1～3」を選択してください。
Q33	今年度の健康経営の推進方針を検討するにあたり、昨年度までの健康経営の実施において具体的に評価・改善した項目について、該当選択肢に「1」を入力。以降、SQ1～SQ3を入力。 ●SQ2の課題のテーマ・内容・取り組みの概要についてはQ10 SQ2(本冊子11・12ページ)と重複しても構いません。
Q35	健康経営関連の取り組みについて、これまでに依頼されて実施した情報発信の状況の回数を入力。 申請日から 過去3年以内 に行った健康経営(働き方改革は除く)に関する情報発信が対象です。 ●協会けんぽ広島支部等の セミナー における好事例紹介の講師・登壇は、「1」、ひろしま企業健康宣言 好事例集 の掲載、 動画出演 など取材に関しては、「3」でカウントしてください。

◆健康経営優良法人 中小規模法人部門（ブライト500）に申請された法人に対しては、ブライト500申請法人全体における申請法人の偏差値等の情報がフィードバックされます。

協会けんぽ広島支部サポート～生活習慣病予防健診～

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」は“**料金が安い・内容が充実**”とメリットがたくさん！
お得な「生活習慣病予防健診」を受診しましょう。

生活習慣病予防健診の自己負担額軽減について

令和5年4月
から
スタート

対象：35歳～74歳の被保険者

一般健診
自己負担

最高
7,169円

1,887円
おトクに

最高

5,282円

※付加健診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担額も同様に軽減しています。
毎年3月中旬に事業所様へ「生活習慣病予防健診のご案内」（緑色の封筒）を発送しています。

生活習慣病予防健診のメリット

メリット

1

労働安全衛生法による**定期健康診断**の代わりになります

労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断の検査項目が含まれているため、「**定期健康診断**」としてご利用いただけます。

メリット

2

胃・大腸など主な「**がん検診**」も**セットで充実**

法定健診で定められている項目に加えて、国が推奨する**がん検診**（胃・大腸・乳・子宮頸がん）も同時に受診できます。

メリット

3

健診結果が**ヘルスケア通信簿**に反映されます

生活習慣病予防健診の健診結果（従業員の集計値）が、**ヘルスケア通信簿**（事業所カルテ）に反映され、事業所の健康課題の把握にご活用いただけます。

メリット

4

健診後には**健康サポート**を**無料**で受けられます

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、**健康サポート**（特定保健指導）が無料で受けられます。

協会けんぽ広島支部サポート～特定保健指導～

将来的に大きな病気を発症するリスクを減らすプログラム…それが「特定保健指導」です。
健診結果から、生活習慣病を発症する危険度が高いと判断された方に、**保健師や管理栄養士が無料でサポート**（健康相談やアドバイス）します。



健康サポートが“無料”で受けられます！

(特定保健指導)

おすすめ！

健診当日 に 健診機関 で

健診当日に初回面談が可能です。
※受診する健診機関によります。



担当者様へ

健診機関からご案内があったら、
利用するようお声がけください

受け方は2パターン

後日、職場 で

協会けんぽから事業所様にご案内をお送りします。



担当者様へ

職場でのスケジュール調整と
面談場所のご用意をお願いします
Web面談もぜひご利用ください！

お客様の声

ご利用いただいた方から、“感謝の声”をいただいています

- 毎日、甘味飲料を1日1000ml以上飲んでいた方
含まれる砂糖の量と健診結果（体重増加や脂質異常、血糖値上昇等）を伝える
⇒無糖の飲み物に切り替えるきっかけができ、体重が減少
- 毎日、日本酒・ビール・酎ハイなど適量以上飲み、血圧・脂質異常・血糖値が高く
動脈硬化のリスクが高い方
「休肝日の設定」をアドバイス
⇒金・土・日曜日の飲酒に減らし、休肝日を週4日にされると飲酒量が自然に減少
- 禁煙を考えているが、取組みができていなかった方
カレンダーに禁煙できた日付に○を付けていくと励みになるとアドバイス
⇒実際に、カレンダーに○を付けてみたら、禁煙を継続することができた

協会けんぽ広島支部サポート～健康保険委員～

事業主・加入者の皆様のご協力による事業の推進を図るため、1事業所に1名以上、社会保険ご担当者様を「**健康保険委員**」として、登録してください。

※登録費・年会費等、費用は一切かかりません（無料）

登録方法

下記に必要事項を記入し、**FAX** または**郵送**でご提出をお願いします。

FAX番号

082-568-1130

※かけ間違いにご注意ください

郵便番号 事業所所在地 事業所名称		(社判の押印可)												
電話番号														
メールアドレス (業務用・個人用 どちらでも可能)		・利用規約(右の二次元コード)に同意し、下記メールアドレスにメールマガジンの配信を希望します。 @ 												
登録者	登録者名 (被保険者の方)	ふりがな					生年月日	昭和 平成	年	月	日			
	保険証の 記号・番号	記号 (数字)						番号 (数字)						

今なら登録の方に！
事務に役立つ豪華冊子をお届け！

大変好評です！

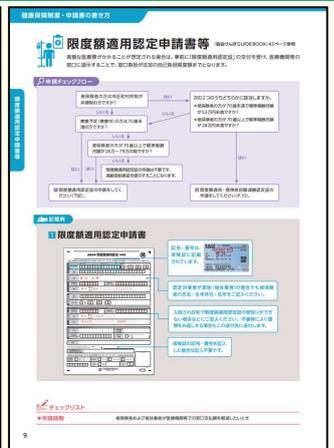
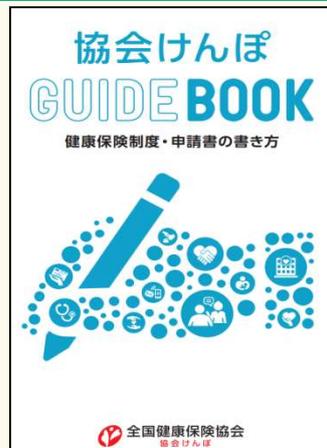
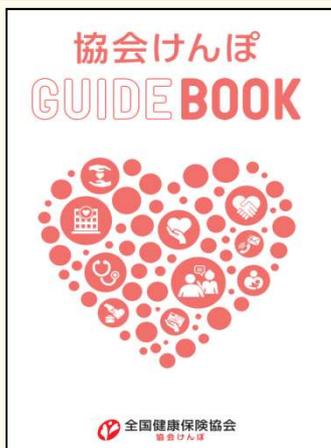


在庫限りの
先着順！



協会けんぽガイドブック

申請書の書き方



健康保険の内容をこの1冊に！健康保険給付や健診などに関する内容を網羅しています！

申請書の記入方法・必要書類が分かる！申請書提出の際に大変役立ちます！

このほか、**定期情報誌**（年2回予定）や**研修会**（任意参加）など**たくさんの特典**があります！

～ 申請前にチェック！ ～

入力もれがあると認定されない可能性がありますので、
あらためて申請前にチェックしてください。

≪申請書の入力≫

- 自社の要件適合状況について、申請書ファイルのシート「**認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料**」で「**適合状況**」（簡易判定）を確認しましたか。
- クリーム色のセルに**入力もれ**はないですか。
- 各質問項目に**赤字のエラーメッセージ**が出ていないですか。
- 選択項目は、**認定要件を満たす項目数**を回答していますか。

- 「誓約事項」の入力もれはないですか。

誓約日：申請期間内（**8月19日～10月18日**）の日付を入力

誓約者：代表者名を必ず入力

従業員代表：36協定における労働者代表

（36協定を締結していない場合は、従業員の過半数を代表する方）

誓約日：	2024 年		月		日
申請者（法人名）：	申請内容記載表冒頭で回答した法人名が自動で表示されます				
誓約者（法人の代表者）：	誓約者役職名	誓約者氏名			
従業員代表：	申請内容を共有した従業員代表の氏名				

≪申請書の提出≫

- 入力した申請書（エクセルファイル）を **期限内に**
所定のサイトからアップロードしましたか。

部門	提出期限
大規模法人部門	令和6年 10月11日（金）17時締切
中小規模法人部門	令和6年 10月18日（金）17時締切

健康経営優良法人2024認定法人（協会けんぽ広島支部加入事業所）

【大規模法人部門】 20社

上位法人には「ホワイト500」の冠を付加
★:ホワイト500として認定

《広島市》

株式会社熊平製作所
広成建設株式会社
有限会社サカコーポレーション
株式会社ジェイ・エム・エス
社会福祉法人正仁会
社会福祉法人信々会
二村自動車株式会社
一般財団法人広島県環境保健協会
社会福祉法人広島常光福祉会
株式会社マリモホールディングス

《呉市》

社会福祉法人大空会

《尾道市》

医療法人社団神田会

《福山市》

★公益財団法人中国労働衛生協会
株式会社エフピコ
ツネイシカムテックス株式会社
常石商事株式会社
株式会社マツオカコーポレーション

《府中市》

リョービ株式会社

《庄原市》

NSウエスト株式会社

《東広島市》

社会医療法人千秋会

【中小規模法人部門】 445社

上位法人には「ブライト500」の冠を付加
★:ブライト500として認定

《広島市》

★ハーコブ株式会社
★双葉運輸株式会社
★リライアンス・セキュリティー株式会社
株式会社アイエムシーユナイテッド
有限会社相生館
株式会社アイグランホールディングス
アイ保険サービス株式会社
株式会社アイワエンジニアリング
アオケン株式会社
アクト中食株式会社
有限会社穴田保険事務所
株式会社アメニティライフ
株式会社E-Kreis
e-情報プロモーション株式会社
株式会社イズミテック
株式会社イトー
株式会社井口産交
イノバートリンク株式会社
伊予自動車株式会社
株式会社インタフェース
有限会社上原田運送
HSCセキュリティ合同会社
株式会社HGPK
株式会社エナスCS
株式会社エヌ・イーサポート
株式会社エヌ・ビー技建
株式会社NGYフードジャパン
株式会社エフ・ケー・シー
株式会社エフ・ジー
株式会社エム・アール・ピー
株式会社エンヴィジョン
株式会社大賀商会
有限会社大蔵プロセス
株式会社オオケン
大塚器械株式会社
株式会社カミオカ
川中醤油株式会社
株式会社キャピタルコーポレーション
紀陽コーテック株式会社
株式会社共和保険サービス
株式会社くうねあ
楠原壺罐詰工業株式会社

株式会社KUBOX
クリエイティブ・エージェント株式会社
株式会社クローバー
株式会社グローバル
株式会社桑原組
ケイ・エム調査設計株式会社
芸州運輸株式会社
医療法人健康倶楽部
幸栄運輸株式会社
株式会社河野
株式会社弘法
合同会社サーカス
サイコパスコンサルティング合同会社
三栄パブリックサービス株式会社
株式会社SANKYO
三光産業株式会社
株式会社サンセイ
株式会社サント
株式会社サンポール
山陽工業株式会社
山陽ブロック工業株式会社
山陽ロジックス株式会社
株式会社CSC
株式会社システムフレンド
持続未来株式会社
株式会社秀巧堂
株式会社住宅デザイン研究所
シンコースポーツ中国株式会社
株式会社新星工業社
株式会社シンモト自動車
有限会社シンワ技術
株式会社誠和商会
株式会社セレクト
社会福祉法人双樹会
株式会社体育社
大昌工芸株式会社
大邦テクノプラント株式会社
高雄運送株式会社
高林機材株式会社
宝物産株式会社
社会保険労務士法人たんぽぽ会
一般社団法人シンチャイルドセンター
中国工務株式会社
中国昇降機サービス株式会社

中国商事株式会社
有限会社中国メディカル
株式会社ちゅうせき
中和建設工業株式会社
堤田貴金属工業株式会社
デジタルソリューション株式会社
テラスホールディングス株式会社
有限会社東海保険サービス
株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国
株式会社DOGETHERE
東洋省力株式会社
有限会社トラベルボックス広島
有限会社トリニティー
内外工業株式会社
株式会社ナカオカ
中島電業株式会社
中村角株式会社
株式会社中本本店
西川物産株式会社
株式会社西日本エイテック
西日本高速道路サービス中国株式会社
西日本高速道路パトロール中国株式会社
日化ポリマー中国株式会社
日本基準準具株式会社
日本サカス株式会社
日本産商株式会社
株式会社日本パーカーライジング広島工場
株式会社ニムラ
沼田建設株式会社
株式会社ハートアンサンブル
株式会社畠山倉庫
株式会社八紘
株式会社ハンズ
株式会社ビーテックサービス
有限会社ビーライフバンク
広川株式会社
広川エナス株式会社
広島ガスメイト株式会社
株式会社広島県リースタール
社会福祉法人ひろしま四季の会
広島水産株式会社
株式会社ヒロセキ
株式会社ヒロツク
株式会社HiroNichi

健康経営優良法人2024認定法人（協会けんぽ広島支部加入事業所）

株式会社フォーデック
福德技研株式会社
有限会社藤岡保険コンサルタント
藤田工業株式会社
株式会社双葉
双葉ホールディングス株式会社
BlueSkyFrontier株式会社
株式会社フレンド商会
平成物流株式会社
有限会社ベスト工房広島
株式会社ベルアージュ
ホシザキ中国株式会社
株式会社ポップジャパン
マーテックス株式会社
株式会社マエダハウジング
丸一倉庫運輸株式会社
三島食品株式会社
株式会社みどりホールディングス
有限会社皆実運送
株式会社美はる社
株式会社ミヤケン
株式会社ミヨマル
株式会社ミルテル
株式会社MooponCorporation
宗盛電気サービス株式会社
株式会社ムラカワ
明伸建設コンサルタント株式会社
メディカルシステム株式会社
八洲管理株式会社
八千代工業株式会社
株式会社山豊
ヤマニゴム工業株式会社
株式会社山根冷熱
株式会社ユーエムエス
株式会社ユニサス
ラボテック株式会社
理研産業株式会社
株式会社良和ハウス
株式会社Roope's
令和スイッチ株式会社
株式会社脇地運送
渡辺運輸株式会社

《呉市》

共同食品工業株式会社
呉商工会議所
株式会社コトブキソリューション
株式会社芝岡産業
大幸産業株式会社
中化テック株式会社
中国化薬株式会社
株式会社トライサクセス
ニッキフッコー株式会社
バンダ工業株式会社
株式会社保険Smile-en
マイライフ株式会社
株式会社増岡組
株式会社ますやみそ
株式会社やまもと住研

《竹原市》

★株式会社テック
竹原商工会議所
西日本環境開発協同組合

《三原市》

★株式会社八天堂
株式会社アカリ工業
株式会社HGCホールディングス
関西住建株式会社
山陽トラック株式会社
株式会社膏心
有限会社田坂商店
株式会社Tグループ
株式会社平田空調
広島国際空港株式会社
藤原商事株式会社
ブルーテクノ株式会社
三原商工会議所
保道建設株式会社

《尾道市》

株式会社赤坂ボーリング
株式会社アマノ
有限会社安西工業
アンデックス株式会社
因島商工会議所
栄信産業株式会社
尾道商工会議所
尾道諸品倉庫株式会社
おのみちバス株式会社
株式会社カーブランニング広島
株式会社河原
株式会社京泉工業
共和工機株式会社
クニヒロ株式会社
株式会社グリーンヒルホテル尾道
迫田運送株式会社
有限会社東邦工業
株式会社西川組
ヒロカワフーズ株式会社
株式会社福井亀之助商店
株式会社ホンダカーズ瀬戸内
株式会社まるじょう
丸善製薬株式会社
株式会社三谷製作所
株式会社ミネ技術
向島ドック株式会社
株式会社山本製作所

《福山市》

★アテル株式会社
★株式会社アバックスフーズ
★社会福祉法人アダンテ
★伊豆義株式会社
★こだま食品株式会社
★スガナミ物産株式会社
★大和建設株式会社
★福山熱煉工業株式会社
★マルケー食品株式会社
★株式会社御池鐵工所
株式会社アイエスツール
有木株式会社
株式会社井笠バスカンパニー
有限会社稲葉産業
占部建設工業株式会社
株式会社Air Collect
映クラ株式会社
有限会社大下木型製作所
株式会社尾熊設備

カイハラ株式会社
カイハラ産業株式会社
鶴信運輸株式会社
株式会社カネソ22
株式会社キャスルコーポレーション
株式会社QOLサービス
株式会社キョウエイ
共和工業株式会社
株式会社クラハシ
黒田工業株式会社
株式会社桑宗
有限会社クワデン
株式会社ケンセイ舎
有限会社佐藤貢保険事務所
三共精工株式会社
株式会社三共冷熱
株式会社三幸社
三平興業株式会社
三洋建材株式会社
株式会社山陽自動車学校
山陽染工株式会社
株式会社シーケイエス・チューキ
株式会社繁山興業
品川口コー株式会社
株式会社松栄エンジニアリング
昌和産業有限会社
株式会社新瑛工業
株式会社仲友
株式会社スガナミ製作所
スターフィールド株式会社
スチールプロマネジメント株式会社
西部運輸株式会社
西部物流株式会社
瀬戸内スチール株式会社
株式会社ソゴウ
株式会社大造産業
株式会社大東計器製作所
ダイヤ石油株式会社
大洋電機産業株式会社
大和ツキ板産業株式会社
高正株式会社
株式会社高橋エンジニアリング
株式会社高橋デザイン建築事務所
有限会社タクミ
株式会社たていし園
株式会社中国バス
中国紡織株式会社
常石鉄工株式会社
テラル株式会社
土居石油株式会社
東洋電機株式会社
韃鉄道株式会社
中尾鋼業有限会社
株式会社日伸
日神運輸株式会社
社会保険労務士法人野島事務所
馬場工業株式会社
林田工業株式会社
早間金属有限会社
美建工業株式会社
備福運送株式会社
広建コンサルタント株式会社
広島化成株式会社
備後漬物株式会社
株式会社ファーマシイ

株式会社フィッツ
 福山オートサービス株式会社
 福山ガス株式会社
 医療法人社団仁恵会福山検診所
 福山ゴム工業株式会社
 福山商工会議所
 福山スチールセンター株式会社
 福山青果株式会社
 株式会社福山セコ
 福山倉庫運輸株式会社
 福山ツーリスト株式会社
 福山名和運輸株式会社
 株式会社福山臨床検査センター
 株式会社フジタ商事
 株式会社プブレひまわり
 有限会社プラン・ドゥ
 豊栄電業株式会社
 ホーコス株式会社
 有限会社堀本精工
 株式会社Mars
 マナック株式会社
 有限会社マルエス紙工
 丸加海陸運輸株式会社
 有限会社丸加製作所
 丸加ホールディングス株式会社
 マルフジフォーム工業有限会社
 株式会社三木工作
 株式会社ミツボシコーポレーション
 株式会社三原三共アメニティ
 株式会社明電
 有限会社メタルテック
 株式会社メディアテック一心
 株式会社八杉商店
 山本工業株式会社
 有限会社山本鉄工所
 株式会社ユキ建設
 有限会社ユニオントランスポート
 株式会社ヨコセロ
 株式会社ヨシケイ福山
 リリーフ株式会社

《府中市》

★ヒロボー株式会社
 AiO JAPAN株式会社
 石原工作株式会社
 イノチオ精興園株式会社
 株式会社内海機械
 EKI株式会社
 株式会社オガワエコノス
 株式会社タテイシ広美社
 立石電器産業株式会社
 広島銘木産業株式会社
 備後スズキ販売株式会社
 株式会社福山パトロール
 府中商工会議所
 松井木工株式会社
 有限会社ワタセモールド

《三次市》

株式会社エーグロー
 有限会社大杉組
 大津建設株式会社
 株式会社加藤組
 有限会社君田交通
 株式会社暮らしサポートみよし

株式会社TPユニバーサル
 株式会社東洋広告
 内藤電機株式会社
 有限会社はなわ
 株式会社FOREXトーリン
 ミサワ環境技術株式会社
 三次貨物運送有限会社
 三次商工会議所
 三次電工株式会社
 有限会社三次防災
 農事組合法人三良坂ピオーネ生産組合

《庄原市》

庄原商工会議所
 有限会社田島建設
 備北交通株式会社

《大竹市》

株式会社アサヒテクノリサーチ
 おおたけ株式会社
 大竹双葉運輸株式会社
 小田光株式会社
 竹の子の里株式会社

《東広島市》

★三ツ和工業有限会社
 株式会社岩井事務機
 有限会社GUTS
 株式会社県央エージェント
 株式会社サタケ
 ジェネシスアイ株式会社
 中国精螺株式会社
 株式会社日興ホーム
 株式会社HIVEC
 東広島商工会議所
 株式会社フジイ
 藤原メセナ建設株式会社
 豊国工業株式会社
 豊国自動車株式会社
 株式会社ポリテクノ
 株式会社本宮商会
 有限会社ライブワーク

《廿日市市》

株式会社I'sBrain
 今井運送株式会社
 株式会社エヌ・ピー・ケイ中国
 株式会社山崎本社
 キリン木材株式会社
 株式会社シブヤ
 新十和運輸株式会社
 株式会社高宮運送
 チチヤス株式会社
 洞井電気工事株式会社
 株式会社ドプロ
 永本建設株式会社
 廿日市商工会議所
 株式会社HappyFactory
 株式会社広島精機
 株式会社広島トランスポート
 広島リバー工業株式会社
 もみじケア株式会社

《安芸高田市》

株式会社SKサービス
 株式会社熊高組
 株式会社山口製作所

《府中町》

株式会社コネット
 野村乳業株式会社

《海田町》

一般社団法人安芸地区医師会
 広洋工業株式会社
 ワコー物流株式会社

《熊野町》

株式会社アイオイ保険センター
 荻野工業株式会社

《北広島町》

★広島イーグル株式会社
 千代田衛生興業有限会社
 株式会社千代田工務店

《世羅町》

株式会社シンセラ

《神石高原町》

児玉建設株式会社

おめでとう
 ございます！



全国の認定法人はこちらから

ACTION! 健康経営
 ポータルサイト
 (日本経済新聞社)



「健康づくりの**好循環**」をさらに 定着・拡大させましょう



加入者の健康増進を行い、健康寿命の延伸を目指しています

加入者の皆様が、年に一度健診を受け、その結果により保健指導を受けたり、症状が軽いうちに医療機関に受診することで、健康度が上がり健康寿命が延びることが期待されます。また、これに伴い、高額な医療費の発生を抑えることが出来るため、保険料率の抑制につながります。

このように、皆様の経済的負担を減らし、健康増進につながる行動の連鎖を、協会けんぽ広島支部では「健康づくりの好循環」と呼び、定着・拡大を目指しています。

お問合せ



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL:082-568-1014(企画総務グループ)

〒732-8512

広島市東区光町 1-10-19
日本生命広島光町ビル2階

受付時間:平日8:30~17:15